

(平成22年度) 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補を選定するための案件一覧 (抜粋)

※ 情報源 (1: 関係機関、マスメディア等の情報 2: 食品安全ダイヤル食品安全モニター等報告等の情報 3: 委員会への要望書等の情報
4: 外部募集に寄せられた情報)

注1: 欄外のアルファベットについては、第35回企画専門調査会の議論において整理された結果であり、それぞれ次のことを表している。

A・・・「自ら評価」の対象とすることのフィージビリティ (科学的知見・データの有無など) をさらに詳細に検討して整理すべきもの

B・・・健康に悪影響を及ぼす恐れがあることを示す情報が確認できない (ため、科学的データに基づいて評価するという安全委員会の基本、これに基づく「自ら評価」の対象とは現時点では出来ないもの、しない) もの

C・・・評価に値する知見やデータの有無について、担当の専門調査会の意見を聞くべきもの

D・・・いわゆる健康食品のように個々人の使用実態を捉えにくい (ため、「自ら評価」の対象としての優先順位は高くない、評価の対象とはしない) もの

E・・・過剰摂取など個人の食生活のあり方の問題である (ため、「自ら評価」の対象としてはやはり優先順位が低い、つまり今回の対象とはししない) もの

F・・・リスク管理機関の対応状況を見守るべきものや食品安全委員会において評価中又は実施済のもの

注2: 欄外のアルファベット A の隣に記載されているイ、ロ、ハ又はニについては、第36回企画専門調査会の議論において整理された結果であり、それぞれ次のことを表している。

イ: 引き続き自ら評価案件候補にするか否かを検討

ロ: 情報収集

ハ: 情報提供 1

ニ: 情報提供 2

8 プリオン・BSE

5件の要望があった。

番号	物質名 (危害要因)	情報源	件数	提案理由
F	(1) 米国産牛肉	1、4	5	過去に食品安全委員会で評価を行い中間とりまとめを行っているが、米国産輸入牛肉について、OIEによる基準等の世界的基準と比較して現行の日本の管理基準（輸入条件）が厳しいと考えられ、管理基準を緩和する目的で再評価が必要であると考えため。米国側に輸出プログラムの違反がみられるため。

9 ナノテクノロジー

2件の要望があったが、知見や範囲が不明確

番号	物質名 (危害要因)	情報源	件数	提案理由
B	(1) ナノ物質含有食品	1	1	従来の農薬や通常の食品に比べ、摂取した際に吸収されやすくADIが変わる可能性があると考えため。
B	(2) ナノ農薬	1	1	従来の農薬や通常の食品に比べ、摂取した際に吸収されやすくADIが変わる可能性があると考えため。

10 着色料・甘味料等

24件の要望があったが、食品安全委員会の評価制度創設前に添加物として指定されたものの扱いの整理が必要

番号	物質名 (危害要因)	情報源	件数	提案理由
C	(1) 合成着色料と保存料 の子供への影響	4	1	英国FSAの調査で6種の合成着色料（食用黄色5号（サンセットイエロー）、キノリンイエロー、アゾルビン（カルモイシン）、食用赤色40号、食用黄色4号（タートラジン）、食用赤色102号）と安息香酸ナトリウムを含む食品でADHDで有意に影響があるという結果が出たため。
C	(2) 亜硝酸塩等の発色剤	2	3	明太子、筋子等多くの食品に使用されているため。

56

C	(3)	着色料の複合影響	2	1	色素に関する講習会において、組合わせに対しての安全性の根拠がないと聞いたので不安となったため。
C	(4)	赤色2号	2	1	米国で使用禁止となっており不安であるため。
C	(5)	古い時代に指定された添加物や国際機関で評価されていないような添加物	4	2	国際的に認められていないため。また、古い時代に指定されたものであり不安であるため。
C	(6)	スクラロース	2、4	3	下痢症状を引き起こすため。また、製造方法によっては有害物質を生み出す懸念があるため。
C	(7)	アスパルテーム	2、4	2	過剰摂取による健康への影響が心配なため。
C	(8)	サイクラミン酸ナトリウム(チクロ)	2	1	外国で流通している一方、日本では禁止されており、日本国内でも流通させてよいのではないかと考えているため。
C	(9)	人工甘味料一般	2、4	5	下痢が心配であるため。
C	(10)	トレハロース	2	1	漠然とした不安のため。

※ その他、アセスルファムカリウム(情報源:2 件数:1)、サッカリン(情報源:2 件数:1)及び臭素酸カリウム(情報源:2 件数:2)については、食品安全委員会において評価済又は評価中である。

11 いわゆる健康食品等

19件の要望があったが、過去の自ら評価案件候補の検討においては、特定の消費者が特定の目的をもって意図的に利用するものであり、一般の消費者が通常消費するものではないとして評価対象とすることを見送っている。

番号	物質名 (危害要因)	情報源	件数	提案理由
D	(1) グルコサミン	1、2	2	グルコサミンによる血糖値上昇が報告されているため。また、グルコサミンにはインスリン抵抗性の増大及びインスリン分泌減少作用があると考えられており、不安であるため。
D	(2) トリプトファン	2	1	通常の食品に含まれる量以上の経口摂取は危険であるという情報を入手したため。
D	(3) セサミン	2	1	過剰摂取時のリスクの程度が不明であるため。

D	(4)	コンドロイチン	2	1	過剰摂取時のリスクの程度が不明であるため。
D	(5)	GABA	2	1	過剰摂取時のリスクの程度が不明であるため。
D	(6)	コラーゲン	2	1	過剰摂取時のリスクの程度が不明であるため。
D	(7)	ハイドロキシカット	2	1	海外において肝機能障害が多発しているとの情報があるため。
D	(8)	ヒアルロン酸	2	1	過剰摂取時のリスクの程度が不明であるため。
D	(9)	バナジウム	2	1	漠然とした不安があるため。
D	(10)	有機ゲルマニウム	2	1	漠然とした不安があるため。
D	(11)	カテキン	1	1	海外において、健康食品による過剰摂取に関する情報提供がなされているため。
D	(12)	サプリメント全般	4	1	過剰摂取時におけるリスクの程度をが心配であるため。
D	(13)	サプリメントの複合影響	4	1	薬のようなかたちで流通しており、安易に飲んでいるため、評価が必要と考えるため。
D	(14)	健康食品の複合影響	2	1	個々の物質が安全であっても、複合同時に摂取した場合も安全といえるのか疑問であるため。また、過剰なTV宣伝などが気になり。
D	(15)	健康食品全般	4	3	法規制の谷間にあり事実上野放しされている健康食品について健康被害が多発しているため、評価が必要であると考えため。

※ その他、大豆イソフラボン（情報源：2 件数：1）については、食品安全委員会において評価済である。

12 一般的な摂取量と比較して過不足がある場合に、健康影響評価が懸念されるという意見が寄せられた物質

1 4件の要望があったが、過剰摂取など食生活の問題と安全性の評価の関係を整理する必要がある。

番号	物質名 (危害要因)	情報源	件数	提案理由
E	(1) リン	2	1	自らの体験が理由である。
E	(2) ヨウ素 (ヨード)	1	1	過剰摂取が気になるため。
E	(3) ビタミン	1、2	1	過剰摂取によるリスクが不安であるため。
E	(4) 糖質全般	2	1	多様で多種の関連物質が使用されているが、実際のところそのものがよく分からないものが多いため、分かりやすい評価をしてほしいため。
E	(5) ブドウ糖果糖液糖	1	1	体に吸収されやすいため、急激な血糖値上昇、糖尿病の発症、肥満等を引き起こすという情報があるため。
E	(6) 果糖ブドウ糖液糖 (異性化製品)	1、2	2	体に吸収されやすいため、急激な血糖値上昇、糖尿病の発症、肥満等を引き起こすという情報発信があるため。
E	(7) 脂質全般	2	1	多種多様な関連物質が使用されているが、そのものがよく分からないものが多いため、分かりやすい評価をしてほしいため。
E	(8) 脂肪酸	1	1	健康との切り分けが難しいので優先度は低いと考えるため。
A-ロ	(9) アラキドン酸	2	1	以前販売禁止だったものが、最近販売されているため。
E	(10) カルシウム	2	1	自らの体験が理由。過剰摂取が問題となっているため。
E	(11) 食塩	4	1	欧米人等との比較における日本人の体格や日本人独自の味覚を考慮したADIを設定をしてもらいたい。
E	(12) 亜鉛	2	2	自らの体験が理由である。 知人が亜鉛の摂取不足により味覚障害を起こしたため。

59

13 ジビエ食材のヒトと動物の共通感染症

番号	物質名 (危害要因)	情報源	件数	提案理由
A-ニ (1)	ジビエ食材（野生鳥 獣肉・内臓）を介して の人と動物の共通 感染症の食品健康影 響評価	4	1	シカ、イノシシ、ホロホロチョウ、ダチョウ、スッポン等を摂取することにより、ヒトと動物の共通感染症としてのウイルス性肝炎、リステリア症、ボツリヌス症、Q熱、トリヒナ症等の食品によって媒介される感染症にがあるため。

その他 1

※ 上記 1～13 のほか、評価の要望があったが、既に食品安全委員会で評価済又は評価中のものは、以下のとおり。

- F (1) もちについては、評価済である。(情報源：4 件数：1)
- F (2) マラカイトグリーン等の抗菌性物質（動物用医薬品）については、逐次評価済である。(情報源：1、2及び4 件数：4)
- F (3) 食中毒原因微生物については、評価実施中である。(情報源：1、2及び4 件数：5)
- F (4) 水道水については、逐次評価実施中である。(情報源 2 件数：4)
- F (5) 農薬については、逐次評価済である。(情報源：1、2及び4 件数：9)

その他 2

※※ 上記 1～13 のほか、食品安全委員会で評価されたものについて再評価が求められているものは、以下のとおり。

- C (1) 遺伝子組換え食品については、逐次評価済である。(情報源：4 件数：1 提案理由：食品安全委員会が行った評価方法より良い方法があると考えているため。)
- C (2) クローン家畜由来食品については評価済である。(情報源：4 件数：2 提案理由：食品安全委員会の評価における健全性の証明に疑問をいだいているため。)